（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第九十三回）	二・〇％	平成三十九年三月二十日	三億円
利付国庫債券（二十年）（第百回）	二・二％	平成四十年三月二十日	三十一億円
利付国庫債券（二十年）（第百九回）	一・九％	平成四十一年三月二十日	三十一億円
利付国庫債券（二十年）（第百十八回）	二・〇％	平成四十二年六月二十日	八十七億円
利付国庫債券（二十年）（第百十九回）	一・八％	平成四十二年六月二十日	二億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十回）	一・六％	平成四十二年六月二十日	四十一億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十一回）	一・九％	平成四十二年九月二十日	二百三十四億円
利付国庫債券（三十年）（第六回）	二・四％	平成四十三年十一月二十日	三百二十五億円
利付国庫債券（三十年）（第七回）	二・三％	平成四十四年五月二十日	二百五億円
利付国庫債券（三十年）（第八回）	一・八％	平成四十四年十一月二十二日	五億円
利付国庫債券（三十年）（第九回）	一・四％	平成四十四年十二月二十日	一億円
利付国庫債券（三十年）（第十回）	一・一％	平成四十五年三月二十日	五十一億円
利付国庫債券（三十年）（第十一回）	一・七％	平成四十五年六月二十日	五十九億円
利付国庫債券（三十年）（第十三回）	二・〇％	平成四十五年十二月二十日	二百二十八億円
利付国庫債券（三十年）（第十六回）	二・五％	平成四十六年九月二十日	三十億円
利付国庫債券（三十年）（第十七回）	二・四％	平成四十六年十二月二十日	三十億円
利付国庫債券（三十年）（第十八回）	二・三％	平成四十七年三月二十日	三百八十八億円
利付国庫債券（三十年）（第十九回）	二・三％	平成四十七年六月二十日	二百四十九億円
利付国庫債券（三十年）（第二十回）	二・五％	平成四十七年九月二十日	百億円
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	九億円
利付国庫債券（三十年）（第二十三回）	二・五％	平成四十八年六月二十日	五十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	六百十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十回）	二・三％	平成五十一年三月二十日	二億円
利付国庫債券（三十年）（第三十三回）	二・〇％	平成五十二年九月二十日	二百十四億円

○財務省告示第百九十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年五月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年六月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第二百八十二回、第二百八十三回、第二百八十四回、第二百八十五回、第二百八十六回、第二百八十七回、第二百九十回、第二百九十一回、第二百九十四回、第三百回、第三百四回、第三百七回及び第三百十一回）及び利付国庫債券（二十年）（第六十一回、第六十二回、第六十九回、第七十一回、第七十六回、第七十八回、第八十四回及び第八十九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で二千九百八十九億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額　三千九十三億八千四百九十七万四千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十三年五月二十七日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100 - 表面利率 \times 残存年数 + \left(\frac{募入利格差（第十七号に規定する利回り）の小数第三位を四捨五入} {100} \right) \times 残存年数$$

十二　利率　（別表のとおり）

十三　経過利子の払込み　㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。